

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦は、日本国において唯一県民を総動員した地上戦であり、このアジア・太平洋戦争において鉄の暴風と表現されるほどの最大規模の戦闘でおびただしい数の砲弾が数か月も撃ち込まれ、沖縄本島の山容を変え、県民と日本兵、米兵等を合わせて20万人余という多くの尊い命が失われるとともに、人々が住む家屋並びに琉球王国を象徴する文化財のほとんどが破壊された悲しい歴史がある。

抗戦中の日本軍が首里の地下壕に構えていた司令部を放棄し、「南部撤退」の結果、本島南部地域に多くの住民や日本兵が追い込まれた戦闘の犠牲者は、組織的戦闘が終結したとされる6月23日までの1か月間で県内全戦没者の半数を超えている。

生き残った県民は、終戦直後から心身の傷を癒す間もなく、悲惨極まりない激戦地となった南部地域から戦没者の収骨を進め、魂魄の塔をはじめとする慰霊碑を建立し、戦没者のみ霊を弔ってきた。しかし、いまだ完全に遺骨収集は終わっておらず、戦後76年が経過した今も行われている。さらに、遺骨のDNA鑑定による身元確定と遺族の元へ返還する新たな取組も行われている。

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」代表の具志堅隆松氏は、「戦没者の骨片等を含んだ土砂を遺骨とともに埋立てに使うのは、県内のみならず、国内外にもいる遺族の心を傷つける重大な人道上の問題だ」と訴えている。正に戦没者を冒瀆し、人間の心を失ったものであり、断じて受け入れることはできない。また、戦争につながる一切の行為を否定し、平和を求める「沖縄のこころ」に反するものである。

沖縄県は、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った冷厳な事実を鑑み、これを厳粛に受け止め、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願い「恒久の平和」を希求するとともに戦没者のみ霊を慰めるため、6月23日を「慰霊の日」と条例で定めている。

よって、本市議会は「慰霊の日」を前に、遺族と市民、県民の心情に寄り添い、政府に対して、下記の件について強く求める。

記

- 1 戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 我が国で唯一、住民を巻き込んだ苛烈を極めた地上戦があった沖縄の歴史及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の目的を鑑み、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月25日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、沖縄防衛局長